2025年8月1日

各　　位

株式会社クシム
代表取締役　田原　弘貴
（証券コード：2345 東証スタンダード市場）
（お問合せ先）代表取締役 田原　弘貴
電話03－6427－7380（代表）

新株発行差止請求の申立てについて

当社は、2025年8月1日付で、当社連結子会社であるZEDホールディングス株式会社（以下「ZEDHD」といいます。）が予定する第三者割当増資の差止めを求め、大阪地方裁判所へ新株発行差止仮処分を申立て（以下「本申立て」といいます）ましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1　本申立ての概要

債権者	株式会社クシム 代表取締役　田原弘貴
債務者	大阪府堺市南区竹城台三丁目21番1号 ZEDホールディングス株式会社 代表取締役　石原直樹
申立先裁判所	大阪地方裁判所 堺支部
申立日	2025年8月1日
申立内容	ZEDHDによる第三者割当による新株発行申立内容（発行総額456百万円・払込期日2025年8月8日予定）の差止め

２ 本申立てに至った経緯

ネクスグループ株式会社（東証スタンダード：6634）が開示した2025年7月30日付「連結子会社への支援（債権放棄・増資の引き受け）に関するお知らせ」によれば、同社は2025年8月8日付けでZEDHDに対し①貸付金1,028百万円のうち828百万円を放棄するとともに、②ZEDHDの第三者割当増資456百万円のうち299百万円を引き受ける予定とされています。

当社は、当該増資が (i)法が権限を定める株主総会の決議を経ておらずその手続きが法令に違反すること、(ii) ZEDHDの企業価値を毀損し、ひいては当社株主の共同利益を害する可能性が高いと考えます。

以上を踏まえ、会社法210条（法令に違反する募集株式の発行等）に基づき、当社に回復困難な損害を及ぼすおそれがあると判断し、緊急的に仮処分を申し立てたものです。

３ 当社の法的手続に関する方針

2025年7月23日付「2025年10月期決算説明会における質疑応答について」にてお知らせしておりましたとおり、ZEDHDは当社の子会社であったところ、2025年2月3日に代物弁済により譲渡されましたが、当該代物弁済は重要な会社資産の譲渡であるにもかかわらず、当社株主総会の決議を経ることなく当時の経営陣により決定されたため、現経営陣としてはZEDHDの臨時株主総会において当該譲渡行為は無効であると認識しており、2025年6月12日付でZEDHDの株主であるとして、臨時株主総会招集請求の申立てを実施しております。

当社の旧経営陣によって、2025年2月3日に実行されたZEDHD株式の代物弁済による譲渡は無効と解され、当社はZEDHDの主要な株主です。その上で、当社はZEDHDの臨時株主総会において、ネクスグループが選任したZEDHDの経営陣を解任し、当社が提案する取締役を選任する議案の決議をすることを予定しております。

当社の申立に対し、ネクスグループはZEDHDの子会社であるZaifの100%株式をZEDHDからネクスグループに移転させる（2025年7月15日付ネクスグループ「連結子会社の異動（孫会社等の子会社化）及び借入に関するお知らせ」）など、ZEDHDの経営資源の流出行為が進められています。当社はこれらの行為を、ZEDHDの企業価値を毀損し、最終的には当社株主の共同利益を著しく害するものと判断しております。

本申立ては、上記のようなネクスグループによる一連の価値棄損行為を差し止め、ZEDHDの正常なガバナンスおよび企業価値を保護することで当社株主の共同利益を保護することを目的としております。

４ 今後の見通し

ネクスグループの開示によれば、本件新株発行は、払込期日が2025年8月8日を予定されています。そのため、同日までに開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

５ 業績への影響

現時点で2025年10月期連結業績に与える影響は軽微と見込んでおりますが、当社に対する影響が判明した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上